

京都市H I V感染症対策有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市H I V感染症・性感染症対策実施要綱第6条に基づき、京都市H I V感染症対策有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、本市におけるH I V感染症対策に関し、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 感染予防の普及啓発
- (2) 感染者及び患者の人権擁護
- (3) 検査の普及及び実施
- (4) 相談及びカウンセリング
- (5) 感染者及び患者の医療体制
- (6) 感染者及び患者の支援
- (7) 関係機関及び関係団体との連絡並びに調整
- (8) 前各号に定めるもののほか、この要綱の目的の達成に必要な事項

(構成)

第3条 会議は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者及びその他必要と認められる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 医療関係機関
- (2) 企業
- (3) 労働団体
- (4) 地域市民団体
- (5) 報道関係機関
- (6) 教育、青少年関係団体
- (7) 保健、衛生関係団体
- (8) 福祉関係団体
- (9) 行政機関
- (10) エイズ関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第5条 会議に会長を置く。

2 会長は、委員の中から市長が指名する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説

明を求めることができる。

3 会長は、会議の進行をつかさどる。

4 会長に事故があるときは、事務局が会議の進行を行う。

(ワーキンググループ)

第7条 市長は、H I V感染症対策に関する具体策について意見を聴取する必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。

2 ワーキンググループに属する委員は、市長が指名する。

3 ワーキンググループの進行は、事務局が行う。

4 事務局は、ワーキンググループで聴取した意見を会議に報告する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は保健福祉局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。